

三戸町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

青 森 県 三 戸 町

目 次

第 1 基本的な事項	1
1 三戸町の概況.....	1
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
(2) 過疎の状況.....	2
(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要・	2
2 人口及び産業の推移と動向.....	4
(1) 人口.....	4
(2) 産業.....	5
3 行財政の状況.....	5
(1) 行政.....	5
(2) 財政.....	9
(3) 公共施設等の整備状況.....	10
4 地域の持続的発展の基本方針.....	12
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	13
6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	13
7 計画期間.....	13
8 公共施設等総合管理計画との整合.....	13
第 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
1 現況と問題点.....	15
2 その対策.....	16
3 事業計画.....	17
第 3 産業の振興	18
1 現況と問題点.....	18
2 その対策.....	19
3 事業計画.....	21
4 産業振興促進事項.....	22
5 公共施設等総合管理計画等との整合.....	22
第 4 地域における情報化	24
1 現況と問題点.....	24
2 その対策.....	24
3 事業計画.....	24
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	24
第 5 交通施設の整備、交通手段の確保	26
1 現況と問題点.....	26
2 その対策.....	26
3 事業計画.....	27
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	30
第 6 生活環境の整備	31
1 現況と問題点.....	31
2 その対策.....	32
3 事業計画.....	33
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	34

第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
1	現況と問題点	35
2	その対策	36
3	事業計画	37
第8	医療の確保	41
1	現況と問題点	41
2	その対策	41
3	事業計画	42
4	公共施設等総合管理計画等との整合	42
第9	教育の振興	43
1	現況と問題点	43
2	その対策	43
3	事業計画	44
4	公共施設等総合管理計画等との整合	45
第10	集落の整備	46
1	現況と問題点	46
2	その対策	46
第11	地域文化の振興等	47
1	現況と問題点	47
2	その対策	47
3	事業計画	48
4	公共施設等総合管理計画等との整合	49
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	50
1	現況と問題点	50
2	その対策	50
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	51
1	現況と問題点	51
2	その対策	51
3	事業計画	51
	事業計画(令和8～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	52

第1 基本的な事項

1 三戸町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

① 位置と地勢

三戸町は、青森県の南端に位置する県境の町で、南は岩手県二戸市、西は秋田県鹿角市と接しています。東西約28km、南北約13kmと東西に細長い地形で、151.79km²の総面積を有するものの、平地は少なく、その7割以上が森林や原野で占められています。

町の中心部は、南北を国道4号が、東西を国道104号が通り、さらには青い森鉄道が通過していることから、交通の要衝となっています。

② 気象

当町は、年平均気温11℃、年間総雨量1,100mm前後と県内では温暖な地域に属し、雨量が少ない地域です。しかし、盆地性の地勢のため、気温の年・日較差は大きいことから、りんごなどの果樹栽培には適しており、県南地方の一大産地となっています。

イ 歴史的条件

当町では、縄文時代の遺物、遺跡が数多く発見されることから、数千年前の昔から人々が生活していたことがうかがえます。

特に、町南東部の泉山地区に位置する泉山遺跡からは多数の土器や石器、翡翠（ひすい）などが出土しており、気候が比較的温暖で、豊富な川の幸、山の幸に恵まれていたことから、当時の住民にとって格好の定住地となっていたものと思われます。

古来、青森県南部から岩手県北部の地域は名馬の産地として有名でしたが、鎌倉時代に源頼朝が軍馬を育成させることを目的としてこの地域に牧場を設置し、その管理のため甲斐の南部氏に転封させました。南部氏は牧場を管理するにあたり、この地域を9つの区域に分割し、1つの区域に1牧場を設置し、それぞれ7つの村を分属させました。この9つの区域はそれぞれ一戸から九戸と呼ばれ、三戸町の名前の由来はこのことによるものと考えられています。当時の三戸の区域は、現在の三戸町、田子町、南部町を合わせた区域であり、南部氏がこの地方に転封されて以来居城が設置され、その城下町として盛岡へ居城が移されるまで大いに繁栄したといわれています。

明治22年の町村制施行により、三戸町として町制を施行しており、その後、昭和30年3月20日に三戸町、留崎村、斗川村、猿辺村の1町3村が合併し、令和元年に町制施行130周年を迎え、現在に至ります。

ウ 社会的・経済的条件

当町は、青森県の南端に位置する県境の町で、東は南部町、北は新郷村、南西は田子町と接し、また、南は岩手県二戸市、西は秋田県鹿角市と接しています。

県南の経済・文化の中心都市である八戸市は、当町から東に約30kmの距離にあり、多くの町民が八戸市へ通勤や買い物に出かけます。また、岩手県二戸市は、当町から約20kmの距離にあり、県境を越えて通勤や買い物に出かける町民も少なくありません。

このような条件のなか、当町の人口は、令和2年国勢調査では9,082人（男4,288

人、女4,794人)となっており、昭和55年の15,606人と比べると、41.8%の減少となっています。

一世帯当たり人員数は、昭和55年から一貫して減少を続けており、核家族化の傾向を示しています。また、令和2年における年齢別人口構成は、年少人口(0~14歳)が9.1%、生産年齢人口(15~64歳)が48.6%、高齢者人口(65歳以上)が41.7%となっており、年少人口割合の低下と高齢者人口割合の上昇が進んでいます。

① 土地利用の状況

令和7年度概要調書による当町の土地利用状況は、農用地20.5%、宅地2.6%、山林65.0%、原野7.2%となっており、山林と原野を合わせた面積は、総面積(151.79km²)の7割に及びます。

また、農用地については、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が拡大傾向にあります。

② 産業の概要

当町の就業人口比率は、昭和55年国勢調査では、第1次産業40.1%、第2次産業17.8%、第3次産業42.1%でしたが、令和2年国勢調査では、第1次産業29.7%、第2次産業19.1%、第3次産業50.9%となっており、第1次産業から第3次産業への移行が進んでいます。

町の基幹産業である農業において、従事者の高齢化や後継者不足により離農が進行したことによるもので、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

(2) 過疎の状況

当町は、昭和55年から平成17年までの25年間の人口減少率が21.4%となったことを受け、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されたものであり、これまで過疎対策事業債を活用して、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育・地域文化の振興等のほか、地域の実情に即した取組を推進し、一定の成果を上げてきました。

しかし、令和2年の人口は9,082人となり、昭和55年から6,524人減少し、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、若年者比率が年々減少する一方で、高齢者比率は増加し、令和2年には町民の4割以上が高齢者となっていることから、少子高齢化が急速に進んでいます。

当町における人口減少・少子高齢化の流れは今後も続くと考えられ、地域活力の低下が懸念されますが、当町には交通の要所としての立地特性があり、また、多彩で豊富な文化や資源があることから、このような地域資源を活用することにより、人口減少の流れを穏やかにし、持続することが可能になるものと見込まれます。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

令和2年の就業者数は4,563人で、総人口の50.2%を占めています。人口と同様に就業者数は減少し続けており、昭和55年から3,249人の減少となっています。

また、昭和55年国勢調査の就業人口比率は、第1次産業40.1%、第2次産業17.8%、第3次産業42.1%でしたが、令和2年国勢調査では、第1次産業29.7%、第2次産業19.1%、第3次産業50.9%となっており、第1次産業から第3次産業への移

行が進んでいます。

農業については、盆地部のりんごや稲作、山間部の葉たばこを中心とした畑作がその中核を成していますが、農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い、農業経営体数の減少や遊休農地の増大などが課題となっています。

商業については、インターネット販売や郊外型大規模店の立地により、既存商店街の小売業が衰退し、空き店舗が発生するなど、中心市街地の空洞化が進行しています。

工業については、企業誘致を進めてきたところですが、特に小規模事業者において、後継者不足や設備の老朽化などから、事業所数が減少傾向にあり、今後の生産活動への影響が懸念されます。

イ 地域の経済的な立地特性

当町は、県南中心都市である八戸市から西に約30km、隣接する岩手県二戸市から北に約20kmの距離に位置し、町中心を南北に通る国道4号を北上すれば青森市まで約100km、南下すれば盛岡市まで約100kmの距離に位置します。

また、町内には青い森鉄道の目時駅があり、八戸市とは電車で約30分で結ばれ、町中心部を東西に通る国道104号により、隣接する田子町、南部町とのアクセスも良好で、近隣市町村への通勤就業者の増加につながっています。

ウ 青森県総合計画における位置付け

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、2040年の青森県のめざす姿として「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げ、めざす姿の実現に向け、7つの分野において各種施策に取り組むこととしています。

また、当町が属する三八地域においては、「生産性向上による地域産業の活性化」、「農林畜水産業の収益強化と農山漁村を支える人財の育成」、「広域観光の推進」、「健康、長寿で、生き生き暮らせる環境づくり」、「交流促進と連携強化を支援する基盤づくり」に取り組むこととしています。

エ 八戸圏域連携中枢都市圏における位置付け

八戸圏域連携中枢都市圏は、八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の8市町村で形成されており、当町は、連携中枢都市である八戸市と医療・福祉・産業振興などの政策分野について、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結しています。

また、圏域の将来像や、協約に基づき推進する具体的取組を記載した「第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン」において、当町は、「三戸独自の風土」に誇りを持ち、人、自然、文化という優れた資源や、経験から得た知識を生かしながら、町民一人ひとりが地域社会の一員として集い、共生・協働のまちを創出することで、生涯にわたり生きがいを感じ、笑顔あふれるまちづくりを目指すこととしています。

オ 社会経済的発展の方向の概要

今後の当町の発展の方向は、農業においては米と野菜・花き等の複合経営の拡大や労働の省力化を図るため、共同施設の利用促進、経営近代化、生産基盤の充実に努めていきます。

商工業においては、後継者の育成と既存企業の充実及び特産品の研究・開発等による新たな起業を支援していきます。

交通においては、町内の連携強化や一体性を確保するため、幹線道路の機能強化を推進していきます。特に、関根1号線や主要公共施設間を結ぶ道路ネットワークの整備促進により、町内はもとより周辺市町村との円滑な交通の確保に努めます。

観光においては、高速交通網の整備や高度情報化が進展するなか、ゆとりを求める国民生活の変化等、時代の発展に対応した農村地域の新しい価値の発見と創造に努めていきます。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

当町の人口は、昭和30年の17,767人をピークに減少が続いており、令和2年の国勢調査では9,082人となっています。

年齢階層別では、15歳～29歳の若年者数は、昭和55年に3,065人であったものが、令和2年には775人まで減少し、若年者比率は11.1ポイント減の8.5%となっています。

一方で、65歳以上の高齢者数は、昭和55年に1,699人であったものが、令和2年には3,783人まで増加し、高齢者比率は30.8ポイント増の41.7%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年の当町の人口は5,563人となり、令和2年と比較すると3,519人の減少が予測されています。また、総人口に占める高齢者の割合は年々増加し、令和22年には町民の2人に1人が高齢者という状況が予測されています。

人口の推移

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 15,606	人 14,440	% △7.5	人 12,261	% △21.4	人 10,135	% △35.1	人 9,082	% △41.8	
0歳～14歳	3,734	2,620	△29.8	1,546	△58.5	997	△73.3	826	△77.9	
15歳～64歳	10,173	9,366	△7.9	7,050	△30.7	5,332	△47.6	4,412	△56.6	
うち15歳～29歳(a)	3,065	2,319	△24.3	1,442	△53.0	990	△67.7	775	△74.7	
65歳以上(b)	1,699	2,454	44.4	3,665	115.7	3,784	122.7	3,783	122.7	
(a)/総数 若年者比率	% 19.6	% 16.1	—	% 11.8	—	% 9.8	—	% 8.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 10.9	% 17.0	—	% 29.9	—	% 37.3	—	% 41.7	—	

資料：国勢調査

人口の見通し

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
	国勢調査	推計	推計	推計	推計
総 人 口	9,082	8,122	7,226	6,371	5,563
年 少 人 口 (0歳～14歳)	826	674	553	450	374
生産年齢人口 (15歳～64歳)	4,412	3,860	3,285	2,775	2,271
老 年 人 口 (65歳以上)	3,783	3,588	3,388	3,146	2,918

資料：国立社会保障・人口問題研究所による推計値

(2) 産業

令和2年の当町の就業者数は4,563人で、昭和55年と比較して3,249人、41.6%減少しています。また、産業別にみると、第3次産業が2,324人と最も多く、就業人口の50.9%を占め、第1次産業では1,353人の29.7%、第2次産業では872人の19.1%となっています。

就業者数が減少するなか、産業別構成比では第1次産業が減少し、第3次産業が増加して、第2次産業は横ばいで推移しています。

これは、基幹産業である農業からの離職が進む一方で、その受け皿となる雇用の場が少なく、若年者を含む全体就業者数が減少したことによるものであり、農業後継者の育成と企業誘致等の雇用対策による就業人口の確保が今後の課題と考えられます。

産業別人口の動向

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,812	人 7,420	% △5.0	人 6,161	% △21.1	人 5,067	% △35.1	人 4,563	% △41.6
第1次産業 就業人口	3,133	2,634	△15.9	1,984	△36.7	1,581	△49.5	1,353	△56.8
第2次産業 就業人口	1,391	1,692	21.6	1,312	△5.7	968	△30.4	872	△37.3
第3次産業 就業人口	3,288	3,087	△6.1	2,859	△13.0	2,518	△23.4	2,324	△29.3

資料：国勢調査

3 行財政の状況

(1) 行政

ア 組織及び職員数

当町の行政機構は、町長部局8課、教育委員会1課のほか、議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の4事務局が設置されています。

令和7年4月1日現在の職員数は、町長部局94名、教育委員会17名、議会2名（併任1名）、選挙管理委員会0名（併任13名）、農業委員会1名（併任7名）、監査委員1名（併任2名）で、全職員では119名となっています。

イ 広域行政による共同施設等

当町を含む広域行政としては、平成29年3月に1市6町1村（八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）により、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約を締結し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」に関する連携事業に取り組むこととしています。

八戸圏域連携中枢都市圏を構成する市町村では、八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、消防業務、介護認定業務の共同処理等の事業を行っているほか、3町（三戸町、田子町、南部町）で構成する三戸地区環境整備事務組合で、ごみ処理、し尿処理及び火葬業務を行っています。また、1市6町（八戸市、おいらせ町、六戸町、三戸町、五戸町、南部町、階上町）で八戸圏域水道企業団を設立し、水道業務の共同処理を実施しています。

広域行政による共同処理は、効率性、財政負担の軽減という本来の主旨を踏まえ、

今後も推進を図っていく必要があります。

ウ 組織効率化への取組

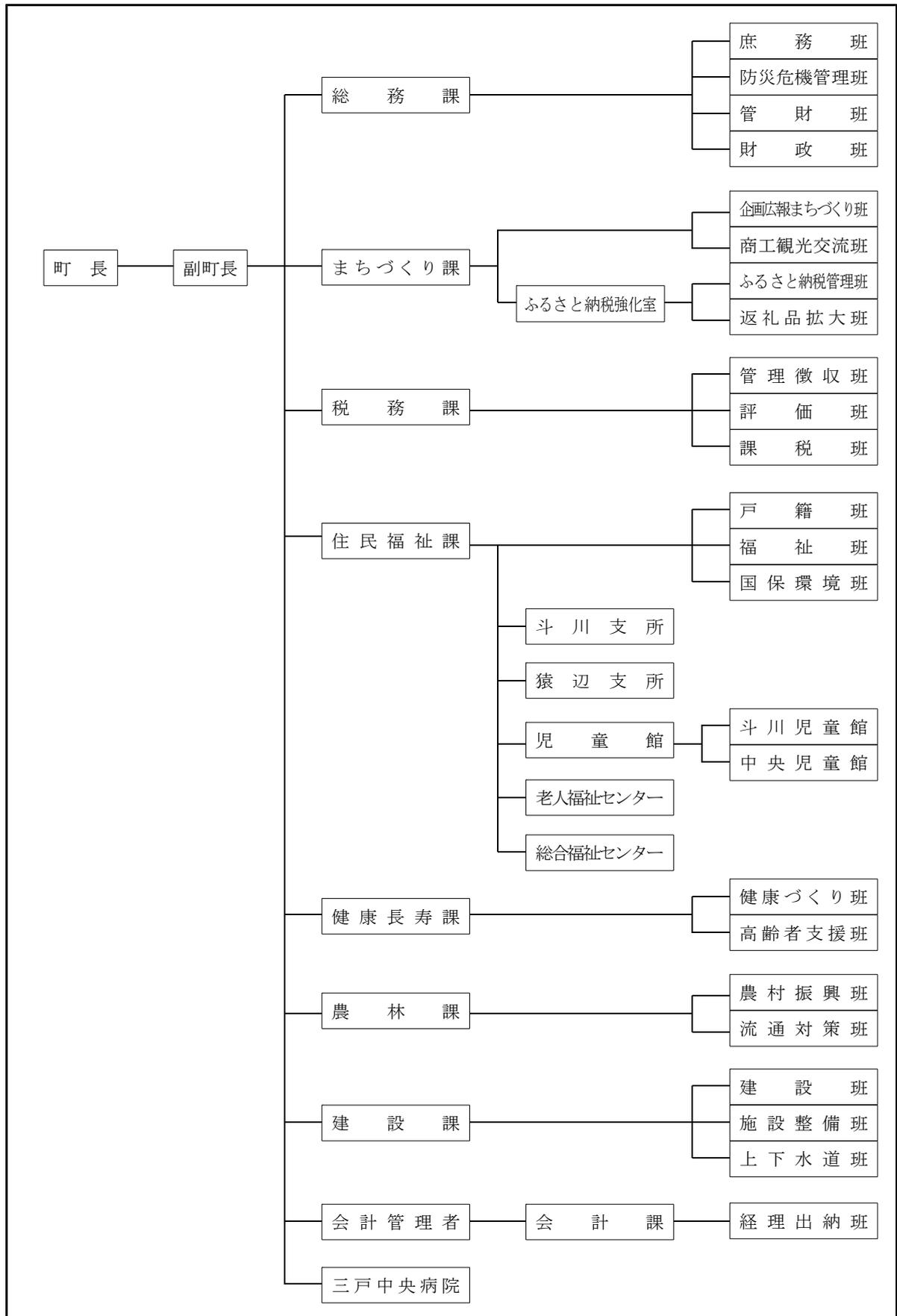
行財政の更なる効率化を図るため、これまで数次にわたり取り組んできた行財政改革においては、職員数の適正化や組織及び事務事業の見直し、民間委託の推進等に取り組み、組織の効率化に努めてきました。

また、人口減少・少子高齢化に伴って複雑・多様化する住民ニーズへの対応や、近年増加している自然災害や新興感染症への対応のような突発的な業務に対しては、限られた人員で最大の効果を発揮できるよう、適材適所の職員配置等により対応してきました。

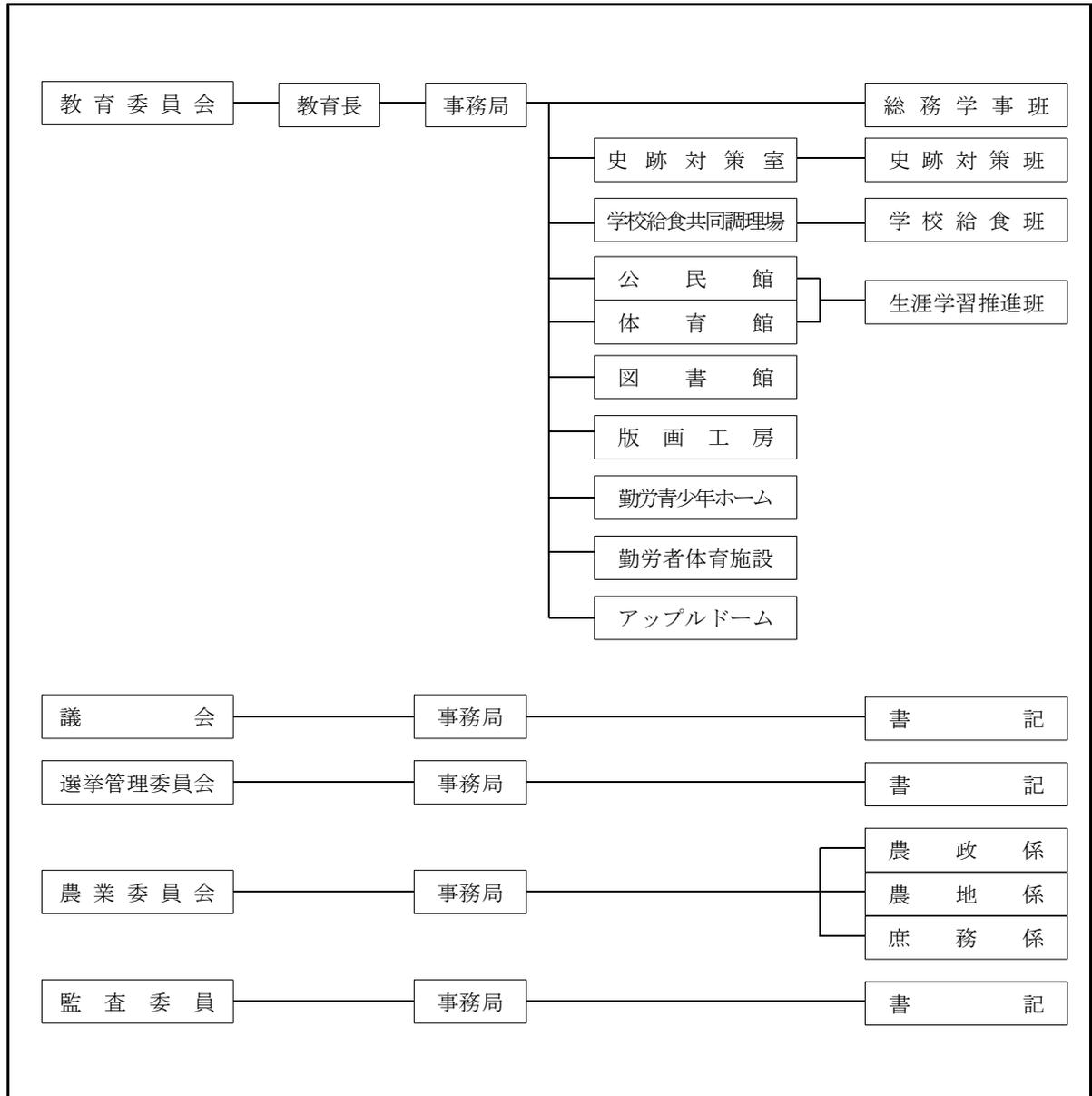
今後は、これまでの行財政改革の成果や社会環境の変化を踏まえて、新たな行政課題にも対応すべく、限られた財源、人員で、より迅速で効果的なサービスを安定的に提供できる体制を構築し、選択と集中による効率的な行政運営を行っていく必要があります。

三戸町行政組織図
町長部局

(令和7年4月1日現在)



議会・各種委員会



(2) 財政

ア 歳入

令和2年度の普通会計決算は、80億7,477万4千円となっており、特別定額給付金や新型コロナ関連補助金の増加により、平成27年度と比較すると、25.8%の増となっています。

歳入構成は、地方交付税が38.6%、国・県支出金が28.7%など、依存財源が79.5%であるのに対し、町税などの自主財源が20.5%と低く、国の動向等に左右される不安定な財政状況にあります。

産業基盤の脆弱な当町においては、町税等の増収を見込むことが難しいことから、国・県補助金の活用や、ふるさと納税の確保を図り、健全で持続可能な財政運営に努める必要があります。

イ 歳出

令和2年度の普通会計決算は、77億9,193万7千円となっており、特別定額給付金や新型コロナ関連事業の実施により、平成27年度と比較すると、27.4%の増となっています。

歳出構成は、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が32.6%、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）が5.3%、その他経費（補助費、繰出金、物件費等）が62.1%となっています。

令和2年度の実質公債費比率は11.5%、経常収支比率は94.3%となっており、平成27年度と比較すると実質公債費比率が1.9ポイント減少し、経常収支比率が6.1ポイント増加しています。

ウ 財政健全化の方策

当町では、行財政改革の一環として人件費や物件費の抑制に取り組んできたところですが、近年の給与改定や物価高騰に伴い、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進展しています。

今後、都市基盤整備をはじめとする社会資本の整備や、きめ細やかな行政サービスを提供・維持していくためには、安定した財政基盤の確立、財源の計画的・重点的・効果的配分などとともに、中長期的視野に立った予算管理や各種基金等の適正な管理及び効率的な財政運営を行う必要があります。

財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,882,828	6,417,937	8,074,774
一般財源	4,095,818	4,237,450	4,326,827
国庫支出金	509,542	475,897	1,811,445
都道府県支出金	474,104	462,669	505,236
地方債	406,000	783,700	630,600
うち過疎対策事業債	90,100	570,500	470,500
その他	397,364	458,221	800,666
歳出総額 B	5,497,176	6,116,794	7,791,937
義務的経費	2,428,557	2,321,621	2,543,729
投資的経費	602,246	780,196	412,785
うち普通建設事業	600,807	780,196	357,111
その他	2,423,676	2,903,763	4,493,558
過疎対策事業費	42,697	111,214	341,865
歳入歳出差引額 C(A-B)	385,652	301,143	282,837
翌年度へ繰り越すべき財源 D	39,303	40,747	19,806
実質収支 C-D	346,349	260,396	263,031
財政力指数	0.255	0.238	0.260
公債費負担比率	20.0	15.6	15.8
実質公債費比率	19.5	13.4	11.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.6	88.2	94.3
将来負担比率	137.7	97.5	57.0
地方債現在高	5,969,742	7,338,313	6,245,061

資料：地方財政状況調査

(3) 公共施設等の整備状況

公共施設等については、未だ十分な整備がされているとはいえませんが、厳しい財政状況を踏まえ、事業効果や効率性を十分検討するとともに、既存施設を可能な限り有効活用するなど、計画的かつ効率的な施設整備を進めていく必要があります。

町道の改良率は、令和2年度末現在で45.5%、舗装率は45.9%となっています。今後は、道路ネットワークの整備促進とともに冬期間の道路事情の改善に努め、町内全域や周辺市町村との円滑な交通を確保する必要があります。

公共下水道については、平成22年4月から供用開始し、水洗化率は令和2年度末現在で52.6%まで上昇していますが、依然として低い状況であることから、加入の促進等を図り、円滑かつ適正な管理運営をしていく必要があります。

福祉施設については、公立保育所を2箇所設置していましたが、施設の老朽化・定員割れの状況から、平成29年3月に1箇所に統合したのち、令和2年3月に閉所しました。現在は、民間の保育所が1箇所、認定こども園が2箇所あり、機能を集約することで保育サービスのさらなる充実を図っていきます。

医療機関については、地域医療の拠点となる三戸中央病院のほか、個人診療所が1施設、歯科医院が3施設あり、今後、圏域の他市町村とともに適正な病院機能を検討していきます。

教育施設については、令和4年に杉沢小中学校が閉校となり、現在は、小学校2校、中学校1校を設置しています。今後は、児童・生徒数の減少に対応した公立小学校の適正配置により、将来を担う児童・生徒の育成に努める必要があります。

主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.4	42.7	42.8	44.8	45.5
舗装率 (%)	15.2	38.7	41.9	45.3	45.9
農道					
延長 (m)	106,271	72,463	102,907	74,095	74,095
耕地1ha当たり農道延長 (m)	33.3	23.0	32.7	-	-
林道					
延長 (m)	74,698	37,595	41,564	42,265	42,265
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.1	3.8	4.2	-	-
水道普及率 (%)	72.5	79.8	88.6	94.4	95.2
水洗化率 (%)	-	0.5	9.0	46.8	52.6
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	14.6	13.7	12.2	13.5	9.9

資料：公共施設状況調査等

4 地域の持続的発展の基本方針

これまでの当町における過疎対策事業は、住民生活の利便性向上や産業の振興をはじめとして、一定の成果を上げてきました。しかしながら、人口及び生産年齢人口は減少の一途を辿り、少子高齢化にも歯止めをかけるには至らず、過疎化は依然として進行し続けています。このことは、各分野への影響や産業活動の停滞等につながるものであり、町の持続的発展を図るうえで大きな阻害要因となっています。

このような状況の中、近年は、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組等、過疎地域等の課題の克服に資する新たな動きが生まれているところであり、こうした動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、取り組む必要があります。

当町では、青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、当町の将来像を目指し、「第5次三戸町総合振興計画後期基本計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」に掲げる以下の施策に取り組めます。

また、八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村をはじめとする周辺市町村や県との連携を強化し、積極的に各種施策を推進します。

【目指す将来像】

「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ」

【基本政策】

① 安定した雇用を創出する

町内企業への雇用の環境整備、基幹産業である農業の経営改善による望ましい経営体の育成、地域資源を生かした産業の創出、町外からの誘客の促進など、これまでの取組を一層推進し、魅力あるしごとづくりを進めます。

② 新しい人の流れをつくる

本町に在住する若者を町内に定着させるため、雇用や住居などの生活面における定住促進の取組を行うとともに、東京圏等からの人財を本町に還流させるため、移住・U I J ターン促進の取組を行います。

また、関係人口の創出・拡大への取組を推進し、移住や人財還流につなげていきます。

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりに向けて、結婚の希望をかなえる取組、切れ目のない子育て支援サービスの提供など、少子化対策の取組を進めます。

④ 誰もが笑顔で元気に暮らすまち

平均寿命の延伸に向けて、定期的な各種健（検）診の受診のほか、食生活や運動といった生活習慣の改善など、町民一人ひとりが自らの健康に関する意識を高め、町民の主体的な健康づくりの取組を促進します。

※「第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」より抜粋

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の目標値は、「第5次三戸町総合振興計画後期基本計画」と整合を図るため、「まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略」の目標値とします。

目標指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
人口	8,201人	7,416人
東京圏からの転入	31人	現状維持
東京圏への転出	52人	現状より減少
八戸市・三戸郡からの転入	70人	現状維持
八戸市・三戸郡への転出	75人	現状より減少
合計特殊出生率	1.32	現状維持

資料：第2期まち・ひと・しごと創生三戸町総合戦略

6 計画の達成状況の評価に関する事項

三戸町過疎地域持続的発展計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとしてPDCAサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法で実施します。

このPDCAサイクルの実施に当たっては、三戸町総合振興計画との整合性の観点も持ち合わせていることから、「三戸町ふるさとづくり審議会」において、外部有識者が参画する形式の評価・検証を行うとともに、効果的な施策の推進が可能となるよう必要に応じて予算編成等への反映や計画の改定を行うものとします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「三戸町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本方針を以下のように定めています。

(1) 建築系公共施設

① 住民ニーズへの適切な対応

経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえて、公共施設が最大限に有効活用されることを目指します。

② 人口減少を見据えた整備更新

新規施設の整備は最小限に抑制しつつ、長寿命化および修繕を適切に、計画的に行うことで可能な限り長期間使用できるように整備更新を行います。

③ 建替えは複合施設を検討

公共施設の統合・整理、遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設の総量を縮減して維持管理や改修等にかかるコストを縮減できるように検討します。

④ 民間活力の活用によるコスト縮減を検討

PPPやPFIなど、民間活力を活用し、公共施設の機能を維持・向上させつつ、改修・更新コストや管理・運営コストの縮減が図れるように検討します。

⑤ 予防的修繕の実施

公共施設が重大な損傷を受ける前に、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に行うなどの適切な保全によって、ライフサイクルコストを縮減でき

るようにします。

⑥ 数量縮減

施設等の数量縮減・資産活用・維持管理費の縮減により、改修・更新費用を削減することを検討します。

(2) 土木系公共施設

① 現在の投資額を維持

維持管理に必要な投資額を維持し、現状の投資額の範囲内で費用対効果や経済効果を考慮し、新設及び改修・更新を実施していきます。

② 予防的修繕の実施

重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、土木系公共施設を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストが縮減できるようにします。

三戸町過疎地域持続的発展計画では、これら基本方針を踏まえ、総合的かつ長期的な視点のもとで、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしていることから、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、「三戸町公共施設等総合管理計画」と整合しています。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本町の人口は、昭和30年の17,767人をピークに減少を続け、令和2年の国勢調査では9,082人となっています。

若年層の進学や就職に伴う町外流出が主要因であり、雇用機会の減少や所得格差、生活利便性の低下などが複合的に影響しています。

これに対し、町では「住み続けられるまちづくり」の実現を目指し、移住・定住促進施策を計画的に推進しています。移住促進ポータルサイト「おんでニャさいと」の運用強化や、空き家バンク制度を通じた住居確保支援を進めており、都市圏からの移住希望者や地域おこし協力隊など、地域内外の多様な人材が町に関心を寄せ始めています。

一方で、移住希望者の受入体制や生活支援、地域への定着促進に向けた雇用・教育・交流の仕組みは、いまだ十分に整っていません。町外から移住した住民と地域住民が共に関わり合いながら暮らせる環境の整備が課題となっています。

(2) 地域間交流

当町の交流事業としては、国内では静岡県牧之原市と友好都市提携を結び、災害時等応援協定の締結や農産物の販売等により相互交流を行っているほか、当町と歴史的なつながりが深い近隣市町村とともに、「戸」のサミットの開催や令和・南部藩を組織するなどの交流事業を行っています。

また、自然回帰思考が都市住民の間で高まってきているなか、関東・関西からの高校生を中心とした農業体験修学旅行生の受入れを行い、交流人口の拡大のほか、農家の視野の拡大・意識改革につながっています。

今後は、友好都市との交流をさらに深めるほか、新たな交流による情報交換や農産物や加工品の直売などによる経済的効果を視野に入れた交流を進める必要があります。

一方、国外ではオーストラリア・ニューサウスウェールズ州タムワース市との姉妹都市提携を結び、両都市関係者、姉妹都市委員会等のイベント招待等のほか、視野の拡大と意識の向上や国際理解の醸成、英会話学習、異文化交流による自国文化の理解を目的とした中学生海外研修派遣事業により相互交流が行われています。

社会経済活動の国際化が進んだ現在、地方においても国際交流や国際協力の必要性が高まってきており、外国語指導助手の配置、姉妹都市との相互海外体験研修等により、国際的意識を持った青少年の育成や国際理解の向上に努め、世界に開かれたまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 人材育成

本格的な人口減少、少子高齢化の到来により、産業の各分野における担い手不足や消費の低迷による地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、当町の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されています。

当町においても、基幹産業である農業をはじめ、地域伝統文化など各方面にわたる担い手の確保等に課題が生じており、その対応は喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、学校教育においては児童・生徒の確かな学力の育成を図るとともに町の特性・資源を生かした特色ある学校づくりを展開し、児童・生徒が地域に愛着や誇りを持つことで地域に若者が残る、または還流するような流れを醸成していく必要があります。

また、他分野においても、地域内外からの新しい視野を持った多様な人材の育成・確保に努める必要があります。

2 その対策

(1) 移住・定住

町民が安心して住み続けることができる住環境を整備し、町外からの移住を促進するため、町営住宅の移転建替え及び改修を計画的に実施し、地域優良賃貸住宅の整備を進めます。

また、空き家バンク制度の利活用を推進し、住居確保を希望する移住希望者とのマッチング体制を充実させます。

これらの取組により、居住環境の改善及び空き家の有効活用を図るとともに、移住・定住促進ポータルサイト「おんでニャさいと」の発信力強化を図り、移住希望者への情報提供と相談支援を拡充します。

(2) 地域間交流

当町の豊かな自然環境や豊富な農業資源を生かし、友好都市との交流を進めるほか、グリーン・ツーリズムによる都市住民との関わりをさらに推進し、新たな交流による情報交換や農産物・加工品の直売などによる経済的効果を視野に入れた交流に取り組みます。

また、国際感覚豊かな人材の育成と国際理解を促進するため、小中一貫教育プログラムと合わせた外国語指導助手の配置・活用を図るとともに、姉妹都市との相互教育交流、海外体験研修受入機関との相互交流等を通じて、地域の国際意識の醸成や国際的なパートナーシップの構築を進めます。

(3) 人材育成

学校教育においては、学校・家庭・地域がともに連携し、子どもたちを育むことを念頭に置き、小中一貫校の特性を活かし、創意工夫と魅力にあふれた特色のある教育活動の展開に努めます。

また、令和5年度から取組を進めている「コミュニティ・スクール」の活動を推進し、学校運営に保護者・地域住民の参画を促すとともに、「学校の働き方改革」の推進により、教員が子どもたち一人ひとりと向き合い、寄り添う時間を確保取組を進めていきます。

加えて、対話による協働のまちづくりを推進するため、地域と学校が連携・協働し、地域を理解し誇りをもつ人材、将来地域を担う人材及び地域の課題解決に貢献できる人材を育成します。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
移住定住応援補助金の活用による新築または中古住宅取得物件数	65件	77件

中学生海外派遣事業参加者数	10人	10人
コミュニティスクール委員会開催回数	年3回開催	年5回開催

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域間交流	外国語指導助手配置事業 【事業内容】 小中学校での英語指導を強化するため、外国語指導助手を配置します。 【必要性】 児童生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。 【事業効果】 外国語指導助手の配置により、児童生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。	町	
		中学生海外研修派遣事業 【事業内容】 姉妹都市との教育交流のため、オーストラリアタムワース市へ生徒を派遣します。 【必要性】 生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。 【事業効果】 姉妹都市との交流を通じ、生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。	町	

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農林水産業

ア 農業

当町の農業は、内陸部に位置した中山間地域の地形特性と、寒暖差の大きい盆地型の気候特性を生かし、水稻、畑作、果樹、畜産を組み合わせた複合経営となっています。

当町では、農業経営の効率化や合理化を目的に、農業者団体における共同利用機械や共同利用施設の整備を進めているほか、農業所得の向上を図るため、6次産業化へ向けた加工品開発を目的に、三戸町農産物加工センターを整備しています。

しかしながら、2020年農林業センサスによる農業の概況は、農業経営体数531戸、経営耕地総面積1,243haであり、2015年と比較すると、農業経営体数で110戸、経営耕地総面積で349haが減少しており、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足に伴い、農業経営体数の減少や遊休農地の増大などの課題があります。

また、イノシシ等による農作物への被害が増加傾向となっており、実害だけでなく営農意欲の低下も懸念されているところです。

これらの課題を克服するためには、農業者、関係機関が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、足腰の強い農業の実現のため、農業者の育成・確保による経営基盤の強化、共同利用機械、設備の更新、各分野での省力化技術の導入や補助労働力の確保による生産性の向上、6次産業化や作物の高品質化による付加価値の向上、農地利用の最適化による土地の有効活用、鳥獣被害対策を推進していく必要があります。

農道については、延長約74kmの大部分が改良されていない状況にあります。このため、大型農業機械の導入、農作物の運搬に支障が生じるなど、さまざまな作業効率を低下させていることから、早急に改良整備を進める必要があります。

イ 林業

当町の森林面積は、9,734ha(国有林1,564ha、民有林8,170ha)で総面積の64.1%を占めており、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、奥地の国有林地帯、さらには環境保全林まで多様性に富んだ構成になっています。

また、林業は、水源かん養機能をはじめとする、国土保全や災害防止などの多面的機能を有しており、生活に様々な恩恵をもたらしています。現在、町内における人工林の多くは伐採時期を迎えており、活発に伐採が行われているものの、木材価格低迷等を背景として、適切な管理がされていない森林も多く、荒廃森林の増加による森林機能の低下が懸念されています。

ウ 水産業

当町内には馬淵川のほか、支流である熊原川などが流れ、古くから水産物のほか、川遊びや景観など多面的に町民に親しまれてきました。

今後は、つくり・育てる漁業の構築を図るとともに、河川の水質改善のための取組を積極的に進め、環境保全、資源保護に努めていく必要があります。

(2) 商工業

当町の商工業は、地場産業を基盤としながらも、人口減少と消費需要の縮小により、

事業所数・従業者数ともに減少傾向にあります。

特に小規模事業者においては、後継者不足や原材料高騰への対応など、経営環境の厳しさが増えています。中心商店街では、空き店舗が増加し、地域のにぎわいの減少や商業機能の低下が課題となっています。

また、インターネット販売や大型店舗の進出により、地域内購買力の流出も懸念されています。

一方で、町内には地元資源を活かした加工業、木工業、飲食業など、地域ブランドづくりにつながる潜在的な力を持つ事業者も存在します。こうした事業者のネットワーク化と、デジタル技術を活用した販路拡大を進めることで、地域経済の活性化が期待されます。

(3) 観光及びレクリエーション

当町には、国史跡三戸城跡城山公園をはじめとする歴史・文化資源、馬淵川流域の豊かな自然環境、りんごを中心とした果樹生産など、地域の特色ある資源が存在し、観光振興や地域ブランド化の基盤となっています。

また、絵本作家・馬場のぼる氏の故郷であることを活かした「11ぴきのねこのまちづくり」が進められており、町内各所で石像や装飾、グッズ販売などが展開されています。

特に、「11ぴきのねこバスツアー」は毎年開催され、町内外からの参加者を集める定着事業となっています。これにより、町の知名度向上と観光交流の促進が図られています。

一方で、観光施設や公園遊具の老朽化、滞在型観光の不足、周遊ルートの整備など、受入環境の課題が残されていることから、町全体の統一的なブランディングや発信体制の強化が必要です。

2 その対策

(1) 農林水産業

ア 農業

認定農業者や農業法人など、高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と育成・強化を図ります。また、将来の町の農業を担う新規就農者の発掘・育成を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用、生産基盤の整備を推進します。

併せて、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、地産地消や農産物の三戸ブランドの確立及び販売体制の整備など地域農業の振興に努めます。

① 農業経営基盤の強化

策定された地域計画に基づき、地域ごとの農業経営の実態に即して、農家単位での経営規模拡大、法人化、集落単位での営農組織化などの各タイプへ誘導し、町全体の農業生産の維持発展を図ります。

認定農業者や新規就農者(親元就農を含む)に対しては、各関係機関と連携し、栽培技術や土づくりなど先進技術の習得や農業経営能力の強化を図ります。

また、人手不足を解消するため農福連携を活用するなど補助労働力の確保に努めます。

② 生産性と付加価値の向上

水稲、畑作、果樹、畜産の各分野でロボット技術やICTを活用したスマート農業を導入することで、規模拡大や作業の自動化などによる生産性の向上と、高品質化による付加価値の向上を図ります。また、既存の共同利用機械、設備の更新を行い、農業生産体制の維持を図ります。併せて、ほ場への電気柵設置など鳥獣被害対策をすることで農作物被害を軽減します。

また、6次産業化を見据えた新たな作物の産地化に取り組むとともに、加工品開発体制の強化を図るため、三戸町農産物加工センターの更新を行い、農業者の所得向上と耕作放棄地の解消に努めます。

③ 農地集積と耕作放棄地対策

農地所有者・耕作者に対する意向調査や地域の話し合いにより、地域が抱える問題を把握・共有し、この話し合いに基づき、地域の守るべき農地を明確化するとともに、農地の利用関係を調整することで、農地利用の最適化・集積化を進めていきます。

イ 林業

森林の多面的機能を維持し、管理コストに見合った森林経営・管理への誘導を図るため、森林の区域ごとに方針を定めるとともに、経営管理が不十分である人工林については、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化に取り組みます。

また、意欲と能力のある林業経営者の現場作業員育成の支援に取り組むほか、森林内の林道等、路網の適切な維持管理に取り組むとともに、木の駅の利用を促進するなど森林の管理や木材利用の活性化を図ります。

ウ 水産業

内水面漁業については、アユ・ヤマメ・イワナなどの稚魚の放流といったつくり・育てる漁業の構築を図るとともに、周辺の自然環境の保全に努めます。

(2) 商工業

ア 地域商工業の体質強化

町内事業者の経営基盤を支えるため、商工団体や関係機関と連携し、経営改善・人材確保・後継者育成等の支援体制を充実させます。

また、企業のデジタル化、キャッシュレス対応、情報発信力の強化を図るほか、地元原材料を活かした商品開発支援を推進します。これにより、地域産業の付加価値向上と持続可能な商業基盤の形成を図ります。

イ 中心市街地のにぎわい創出

空き店舗の活用や店舗改修への支援を通じて、中心商店街の再生を促進します。町民と事業者、商工団体が協働し、イベント等を通じた交流と販促の機会を創出し、地域コミュニティと商業活動の一体的活性化を進めます。

ウ 企業誘致と雇用創出

企業立地促進のための環境整備を行い、町内雇用の確保と若年層の定着を図ります。八戸圏域連携中枢都市圏の雇用促進施策を活用し、事業所と求職者の効果的・

効率的なマッチングを図り、若年者等の県外流出の減少を目指します。

(3) 観光及びレクリエーション

ア 観光資源の磨き上げとブランド化

町の歴史、自然、文化資源を再評価し、地域資源を活かした観光商品や体験プログラムを整備します。特に、国史跡三戸城跡城山公園やアップルドーム等の拠点施設を活用し、町内外からの交流人口拡大を図ります。

また、「11ぴきのねこのまちづくり」と連動した観光コンテンツを充実させ、キャラクターを活かしたまちなみ整備やスタンプラリー、イベント、グッズ開発などを通じて、町全体の統一的な観光ブランド形成を進めます。

イ 広域連携による交流促進

八戸圏域連携中枢都市圏の広域観光施策を活用し、近隣市町村との周遊ルートを形成します。圏域内の観光拠点やイベントとの連携を強化し、広域的な観光交流を推進します。

ウ レクリエーションと地域活力の向上

公園の遊具には、子どもたちに楽しい体験を提供するだけでなく、運動能力、創造性、社会性を育むといった大きな役割があることから、老朽化した公園遊具の撤去を進め、関根ふれあい公園の整備・充実を図ります。

町民が楽しみながら健康増進と地域交流を図れるよう、地域スポーツや文化活動の場を拡充します。アップルドームなどの公共施設を活用し、世代を超えた交流とレクリエーション活動を推進します。

また、「11ぴきのねこ」をテーマとした、町民と来訪者が共に楽しめる文化・体験型事業を展開し、地域のにぎわいと交流人口の拡大を目指します。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
地域計画における中心経営体数	309経営体	340経営体
農地の担い手集積率	60.4%	70.0%
新規創業者数	4人	16人
年間観光入込客数	542,557人	676,000人

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域総合整備事業（負担金） ・農道 ・農業集落道（駒木地区） 農村地域防災減災事業（負担金） ・防災ダム整備事業（夏坂ダム） ・防災ダム整備事業（花木ダム）	県 県	

(4) 地場産業の振興 加工施設	農業用河川工作物応急対策事業（負担金） ・頭首工（沢田地区） ため池等整備事業（負担金） 農地整備事業（負担金） 共同防除SS整備事業 共同利用施設設備維持更新事業	県 県 県 団体等 団体等	
	(9) 観光又はレクリエーション	農産物加工センターリノベーション事業 農産物直売施設設備更新事業 中山間地域総合整備事業（負担金） ・交流基盤施設整備（駒木地区） 関根ふれあい公園改修事業 観光推進事業 11ぴきのねこを活用したまちづくり事業	町 町 県・町 町 団体等 町
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
商工業・6次産業化	商店街にぎわいづくり事業 【事業内容】 商店街振興のため、100円商店街、達人工房等の事業を支援します。 【必要性】 商店街への誘客を促進し、商店街を中心とした地域経済を活性化する必要があります。 【事業効果】 町内事業所の所得の向上が図られるとともに、商店街の活性化、賑わいづくりが図られます。	団体等	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三戸町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業等	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記対策、事業計画のとおりです。また、これらの産業振興施策の実施については青森県及び近隣市町村との連携に努めます。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 産業観光系施設

将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用しま

す。施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

施設の定期点検および日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため様々な規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案して、中長期の施設の保全を計画していきます。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

平成25年に光ファイバーケーブルの整備に着手し、町内ほぼ全域が超高速ブロードバンドの利用可能な環境となりました。

当町は中山間地域に小規模集落が点在しているという地理的要因から、テレビ放送の難視地域が存在しています。平成24年度から平成25年度に実施した、無線システム普及支援事業において、地上デジタル放送の難視聴地域解消のため共同受信設備を整備しましたが、放送設備等の耐用年数を迎えることから、機器更新が必要となっています。

防災対策においては、防災行政用無線の設置・整備を進めてきましたが、大雨被害や地震などの自然災害が全国的に多発しており、全ての住民だけでなく、来町している観光客に対しても、より有効で適切な情報を発信するための対策が必要です。

また、デジタル通信網が整備され全世界がつながることにより、日常生活や企業活動、行政サービスなど、さまざまな分野において情報を容易に収集し、発信することが可能となりました。

当町においては、日々進化するデジタル社会において、情報通信基盤の安定と充実を図り、官民の事業活動への応用による活性化や人材育成、自治体DXの推進など、時代の進化に沿った取り組みが求められます。

2 その対策

耐用年数を迎える放送設備等については、年次計画により整備を図ります。

防災無線のデジタル化を行ったことで災害からの避難等、早期対応が可能となりました。今後は、より正確かつ早急な発信ができるように、難聴地域には戸別受信機の設置等を行います。

また、国が推進する自治体DXにより、職員・利用者双方の利便性向上を図り、質の高い行政サービスを提供します。そのためには、自治体フロントヤード改革推進、自治体情報システムの標準化・共通化、公金収納におけるeL-QRの活用、マイナンバーカードの普及・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体AI・RPAの利用を推進していきます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線戸別受信機設置事業	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ その他土木系公共施設

人口減少に伴う将来需要や社会情勢を踏まえ、将来の機能維持に関する方向性を検討します。

構造や設備の改修、更新により、安定した施設稼働に努めるとともに、中長期的な

財政負担の軽減を図るため、計画的な長寿命化対策や改修の実施に努めます。

機能維持のため、適切な点検・診断、維持管理の実施に努めるほか、予防保全型維持管理を推進し、維持管理費の低減を図ります。大規模な機器や高額な機器については、計画的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 市町村道

町民の生活を支える重要な社会資本である道路とその交通網は、地域の産業や経済活動、人的交流の発展に大きく寄与しています。

当町と近隣市町村とを結ぶ国道、県道等の主要幹線道路や、多くの町道等の町民に身近な生活道路において、道路改良事業や交通安全対策事業が継続的に実施されており、狭あい道路の解消や見通しの確保等、道路利用者の利便性、安全性の向上につながっています。

一方で、町道の整備状況は令和6年度末現在で改良率47.0%、舗装率47.4%と県平均を下回っている状況であるほか、高度成長期に整備された道路、橋梁等の多くは築造後50年を経過するなど、一斉に更新時期を迎えています。

今後は、未改良区間の整備とともに、老朽化する舗装、橋梁及び構造物等の点検と長寿命化修繕計画等に基づいた予防保全的な維持補修による長寿命化を図り、健全かつ災害に対応できる道路網の計画的な整備と維持が必要となります。

また、冬期間においては除排雪が必要となりますが、人口減少に伴う労働力不足により、除雪体制の維持が困難となっています。除排雪体制の効率化と充実を図るため、除雪体制の整備を図る必要があります。

(2) 交通確保対策

当町の公共交通機関は、民間事業者の広域路線バス、町のコミュニティバス、鉄道（青い森鉄道）があり、地域住民の生活交通路線として運行されています。このほか、バス路線から離れているなど公共交通機関を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として、令和3年度からデマンドタクシーの運行を開始しており、地域住民の買い物、通院等に利用されています。

しかしながら、自家用自動車の普及、人口減少による利用者数の減少により、採算性の問題等、公共交通機関を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

利用者数は減少傾向にありますが、今後高齢化が進み、車を運転できない高齢者等、交通弱者が増えていくことが予想される社会状況の中においては、将来の生活交通路線の維持は重要な課題となっています。

2 その対策

(1) 市町村道

道路については、重要な生活基盤の一つであり、今後も計画的に整備を進めていきます。

更新時期を迎えた道路や橋梁は、更新などに要する費用が膨大になることから、老朽化する道路及び橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理・点検等を実施します。

また、新技術の活用による維持管理コストの低減、橋梁や道路等の利用状況及び周辺環境の変化による既存橋梁の集約化や撤去などを含めた維持管理計画の策定と防災計画を反映した災害に強い道路網について検討し、重要な路線を優先的に整備し、住民の安全・安心の確保を図ります。

冬期間における住民の安全な通行の確保と交通利便性の向上を図るため、デジタル技術の活用やD Xの推進により計画的で効率的な除雪に努めるとともに、除雪体制の

整備を促進します。

(2) 交通確保対策

民間事業者の広域路線バスへの補助金の交付及びコミュニティバスの運行により、公共交通機関の運行維持を図ります。

公共交通機関を利用しづらい地域においては、デマンドタクシーを運行し、交通不便地域を解消するとともに、交通弱者対策と住民の利便性の向上に努めます。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
橋梁長寿命化修繕計画対応率	27.6%	31.0%
コミュニティバス利用者数（有料利用者）	20,490人	20,500人

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	関根1号線道路改良舗装事業 (L=90m, W=6.0m)	町	
		清水田一ノ渡線道路改良舗装事業 (L=1,500m, W=3.5m)	町	
		下田新井田線崩落防止対策事業 (L=100m, H=15m) 吹付工	町	
		川守田地区道路改良舗装事業 (L=500m, W=4.0m)	町	
		大明神線道路簡易舗装事業 (L=200m, W=3.5m)	町	
		梅内雷平地区法定外道路簡易舗装事業 (L=200m, W=4.0m)	町	
		梅内地区法定外道路簡易舗装事業 (L=1,000m, W=4.0m)	町	
		東張渡地区法定外道路簡易舗装事業 (L=400m, W=3.5m)	町	
		中平1号線冬期路面对策事業 (遠赤外線ヒーター)	町	
		椀ノ木松山線道路簡易舗装事業 (L=150m, W=3.5m)	町	
		葉ノ木谷地線道路改良舗装事業 (L=540m, W=3.5m)	町	
		下道2号線道路改良事業 (L=210m)	町	
		関根川原地区道路改良舗装事業 (L=90m, W=4.0m)	町	
		柳沢1号線道路改良舗装事業 (L=860m, W=2.5m)	町	
		箸木山地区道路改良舗装事業 (L=200m, W=3.0m)	町	

	貝守徳宮線道路改良舗装事業 (L=250m, W=3.5m)	町
	滝ノ又毒久保線道路改良舗装事業 (L=300m, W=4.0m)	町
	蜂ヶ崎長坂線道路改良舗装事業 (L=350m, W=3.5m)	町
	中村大久保線道路改良舗装事業 (L=350m, W=3.5m)	町
	貝守佐山線道路改良舗装事業 (L=50m, W=4.5m)	町
	茶屋場線道路改良舗装事業 (L=300m, W=3.5m)	町
	八百平境沢線道路改良舗装事業 (L=400m, W=4.0m)	町
	熊原橋境沢線道路改良舗装事業 (L=640m, W=4.0m)	町
	関根川原4号線道路改良舗装事業 (L=220m, W=4.0m)	町
	鬻田梅内線道路改良舗装事業 (L=400m, W=3.5m)	町
	鬻田3号線道路改良舗装事業 (L=270m, W=6.0m)	町
	権現林1号線道路改良舗装事業 (L=520m, W=4.5m)	町
	繫線道路改良舗装事業 (L=200m, W=4.0m)	町
	繫線法面整備事業 (L=220m, A=10,000m ²)	町
	元木平1号線道路改良舗装事業 (L=172m, W=4.0m)	町
	村中上野平線道路改良舗装事業 (L=322m, W=4.0m)	町
	檜館線道路改良舗装事業 (L=50m, W=4.0m)	町
	田畑高間館線道路改良舗装事業 (L=50m, W=3.5m)	町
	団子坂線道路改良舗装事業 (L=40m, W=5.5m)	町
	中堤熊原川線道路施設改良事業 (L=150m)	町
	木戸口線道路改良舗装事業 (L=322m, W=4.0m)	町
	留ヶ崎1号線道路改良舗装事業 (L=200m, W=4.0m)	町
橋りょう	町道舗装補修事業	町
その他	橋りょう補修事業	町
	防犯灯設置事業	町
	法定外水路改良事業 (L=1,000m)	町
	下田新井田線側溝改修事業 (L=500m)	町
	茨沢線側溝改修事業 (L=300m)	町

(8) 道路整備機械等	馬喰町金堀線側溝改修事業 (L=150m) 除雪機械整備事業	町 町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	コミュニティバス運行事業 【事業内容】 交通不便地域、交通空白地帯の解消を図るため、コミュニティバスを運行します。 【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。 【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。	町	
	デマンドタクシー運行事業 【事業内容】 公共交通を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として乗合タクシーを運行します。 【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。 【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。	町	
	路線バス維持費補助金 【事業内容】 赤字路線を維持するため、バス事業者へ補助金を交付します。 【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。 【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。	団体等	
交通施設維持	道路施設定期点検・計画修正事業 【事業内容】 道路等損傷状況を把握するため、道路管理施設(舗装・橋梁・附属物等)を点検します。 【必要性】 道路利用者の安全を確保するため、計画的に道路等の維持管理を必要があります。	町	

		<p>【事業効果】 道路利用者の安全を確保するとともに、道路等の長寿命化と修繕に要する経費の縮減が図られます。</p>		
--	--	---	--	--

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 道路

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに、多様な改善要望を満たすため、費用対効果を十分に検討しながら、安全で快適な道路環境の確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的な視点から必要な整備を行っていきます。また、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。

また計画的な道路整備の推進として、快適で安全な広域移動に向け、県及び関係自治体と連携しながら、幹線道路の整備を促進していきます。

◆ 橋りょう

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、「三戸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持修繕を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。

建設から60年程度経過した橋りょうは、架け替えについて検討します。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

当町の水道事業は、八戸圏域水道企業団による上水道事業と、当町で行っている簡易水道事業の2事業により、安定的に供給されています。

簡易水道事業は平成22年度に袴田簡易水道の通水を行い、平成27年度には5簡易水道、2小規模水道を統合し、三戸町簡易水道事業として供給を行っています。

しかしながら、八戸圏域水道企業団の給水区域では、事故による断水の際には広範囲かつ長期的になることが予想されます。また、町が管理する簡易水道では、施設の老朽化が進んでおり、今後、長期的に安定した水道水を供給するためには、施設の更新が急務となっています。

(2) 下水処理施設

当町の下水処理施設の整備は、町中心部を公共下水道事業により、周辺区域は合併処理浄化槽整備事業（個人設置型）により進めています。公共下水道及び合併処理浄化槽の普及率は48.0%となっており、その整備は十分ではありません。

豊かな自然環境と当町の基幹産業である農業の環境保護のため、また、快適な生活環境の創造のため、下水処理施設の整備や浄化槽整備事業を継続して進めていく必要があります。

しかしながら、財源の制約や人材の不足が大きな課題であり、長期的な維持管理を見据えた体制づくりが急務となっています。

加えて、豪雨・台風などの気候変動リスクが高まる中、災害時の水環境の確保と復旧力の強化も欠かせません。

(3) ごみ、し尿処理施設

当町の家庭ごみ収集は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみのほか、資源ごみとして古紙、びん、ペットボトルの回収を行い、三戸地区環境整備事務組合において共同処理を行っています。また、し尿処理についても三戸地区環境整備事務組合において共同処理を行っており、安定した処理体制を維持するため、適正な管理・運営・整備を行っていく必要があります。

当町の「1人1日当たりのごみ排出量」は、令和5年度において1,033gと青森県内40市町村中11番目に多い排出量となっています。また、当町のリサイクル率は17.3%と全国平均と比較して低い水準にあり、地球環境保護の観点からも、ごみ排出量の抑制、資源のリサイクルを進めていく必要があります。

(4) 火葬場

当町の葬祭業務は、三戸地区環境整備事務組合において行っています。施設の老朽化等により建て替え工事を実施し、令和3年度から新施設が稼働しています。新しい施設では愛玩動物の火葬も行っています。

(5) 消防・救急施設

当町の消防体制は、常備消防として八戸地域広域市町村圏事務組合三戸消防署が設置され、非常備消防として消防団が組織されています。特に消防団は、火災、自然災害等において重要な役割を果たしています。

今後、常備消防については、消防力や救急体制の強化・充実に向けて、装備の計画的な整備や職員の資質の向上に取り組んでいくことが必要となっています。

また、消防団については、少子高齢化、就業構造の変化等により団員が減少し、新規団員の確保が困難になる等の問題点を抱えています。災害支援団員制度の導入により、団員の減少や昼間可動人員減少の一時的な歯止めとなったものの、根本的な問題解決には至っていないのが現状であり、消防団の組織の再編及び強化を検討する必要があります。

消防施設については、消火栓、防火水槽等の整備を進めていますが、円滑な消防活動の確保を図るためには、さらに、計画的な整備を進めていくことが必要です。

当町の防災体制については、三戸町地域防災計画に基づき、多種多様な災害による人的被害、経済被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するため、町民、各種団体、行政等の関係機関連携に取り組んでいます。今後、災害応急対策を確立するとともに、住民の自主防災体制の充実、自然災害対策の強化、防災連絡システムの強化等を進めていく必要があります。

(6) 公営住宅

当町の町営住宅の多くは、高度成長期にあった昭和30年代に建設され、管理戸数の約9割にあたる162戸が耐用年数を超過するなか、今後の維持管理や整備方針として、冷水団地、西松原第3団地の長寿命化のほか、その他の団地の集約化を図り整備することとしています。

新たな町営住宅整備にあたっては、人口推移や住宅需要、財政状況等を勘案し、適切な建設戸数を整備するほか、屋内外のバリアフリー等、高齢者や障がいのある方でも安心して暮らせる住環境への配慮が求められます。

2 その対策

(1) 水道施設

水道施設は、住民生活や産業活動に必要な基礎的社会基盤であることから、老朽化している簡易水道施設の計画的な更新や、水質監視体制の強化に努めます。

また、災害及び事故等の緊急時において、水道施設が機能するよう、八戸圏域水道企業団等との相互協力を図ります。

(2) 下水処理施設

三戸町下水道計画の現実的な運用のため、整備計画の見直しを行う予定です。

今後は、既存資産の機能確保と効率的な維持管理を中心に据え、大規模整備の抑制により財源を確保し、現状の生活環境を崩さずに持続性を高めることを優先します。

一方で、浄化槽の普及促進は重要な代替手段として位置づけ、下水道未整備区域における衛生・環境の改善を着実に進めます。

(3) ごみ、し尿処理施設

三戸地区環境整備事務組合のごみ・し尿処理施設については、安定した処理体制を維持するため、ごみ施設は基幹改良工事、し尿処理施設は施設の建て替え工事を行い、適正な管理・運営・整備を実施します。

また、ごみ減量と循環型社会を目指し、学校、職場、家庭、地域においてリデュース（ごみ減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）の3R運動を実践していきます。その一環として、町内会や老人クラブ等の団体による資源ごみ集団回収活動の支援、生ごみ乾燥機購入に対する補助事業、古着回収事業、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用促進を行っていきます。

(4) 火葬場

三戸地区環境整備事務組合において、適正な管理・運営・整備を実施します。

(5) 消防・救急施設

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、地域防災計画に基づき情報収集、連絡体制、生活支援対策等の強化に努めます。

また、自主防災組織の結成促進、育成強化を行い、住民の防火意識の高揚を図り、家庭や事業所における予防体制の強化を促進します。併せて、効果的な消防活動の確保を図るため、常備消防及び消防団の装備の充実や地域の実情に応じた消防水利施設の整備を計画的に進めます。

地域防災の要となる消防団については、教育、訓練を充実させ団員の資質向上を図ります。また、団員の確保については、地元企業を含め地域ぐるみでの取り組みを推進し、入団促進に努めます。

(6) 公営住宅

三戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の改修、維持修繕により、町営住宅の長寿命化を図ります。

町営住宅の整備にあたっては、住宅需要やこれから求められる住環境を適切に反映し、定住促進や魅力あるまちづくりに効果が発揮されるよう、計画的に整備を進めます。

特に、高齢者や障がい者への配慮としてバリアフリー化を推進するとともに、福祉施設、医療機関、地域等との連携により、住み慣れた町で安心して生活できる住環境の整備に努めます。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
下水道処理人口普及率	45.1%	66.8%
1人1日当たりごみ排出量	1,033 g	715 g
消防団員数	377人	470人
自主防災組織数	19団体	24団体

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設更新事業	町	

(2) 下水処理施設 公共下水道	管渠施設整備事業 管渠施設点検事業 浄化槽設置事業	町 町 団体等	ソフト
その他			
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	ごみ処理施設負担金 し尿処理施設負担金	組合 組合	
(5) 消防施設	消防ポンプ自動車整備事業 消防拠点屯所新築事業	町 町	
(6) 公営住宅	公営住宅等整備事業	町	非充当

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 簡易水道施設

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、適正な維持管理と施設の更新を計画的に進め、簡易水道施設の長寿命化に努めます。

◆ 下水道施設

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、適正な維持管理と施設の更新を計画的に進め、下水道施設の長寿命化に努めます。

既存施設を有効活用し、長寿命化を図る「ストックマネジメント」による適正管理に取り組めます。

◆ 消防施設

消防団分団の統廃合については、きめ細かい防災と目の行き届く消防活動を可能とするため、原則として現在の19分団を維持する方針としました。

消防屯所、消防車両、非常用資機材等、消防資機材については、長寿命化を図りながら、年次計画をたてて更新を進めていきます。

◆ 町営住宅

住宅施設については、将来の人口予測を踏まえ、また財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。

老朽化が著しく安全性に問題があるため入居を停止している政策空き家等65戸のうち簡易耐火構造長屋建ての建物を除く57戸を用途廃止することとし、新たに「(仮称)まちなか団地」の新規整備を計画しています。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 児童の保健及び福祉

急速に進行する少子化や核家族化、女性の社会進出による共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中、当町では子育て世代が希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、保育料の軽減や医療費の助成、1歳から5歳を迎えるお子さんの保護者に対して支給する「三戸っ子はぐくみ応援金」などの経済的支援や、親子が気軽に集まって仲間づくりができる親子交流広場の開設をしてきました。

今後も地域における子育て支援サービスへのニーズはますます多様化することが予想されます。子どもの心身の健やかな成長のため、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまでの切れ目のない子育て支援サービスの提供や、子育てに対する不安や負担を感じる保護者をサポートする相談体制の強化など、きめ細やかな支援をしていくことが必要となっています。

(2) 高齢者の保健及び福祉

当町の高齢化率は44%に達し、2.3人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えています。一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、要介護認定率についても依然として高い水準を維持しており、高齢者を地域全体で支える仕組みの構築が課題となっています。

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らすためには、自らの健康に関心を持ち、自らの意思で健康づくりや介護予防に取り組むことが求められます。また、高齢者一人ひとりが社会に支えられるだけでなく、地域を支える担い手としてさまざまな活動に積極的に参加し、社会に貢献することが、生きがい創出や介護予防につながります。

(3) その他の保健及び福祉

ア 障がい者福祉

平成25年（2013年）4月、「障がい者総合支援法」が施行され、障がいのある方が住み慣れた地域で必要な支援を受けられることや、社会参加の機会の確保、保障されるべき権利が明確にされたほか、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を目指す方向性が示されました。

近年、当町における障がいのある方は増加傾向にあり、人口減少に伴い、全体に占める割合も増加しています。

障がいのある方もない方も、安心して暮らすことができる地域社会を目指した仕組みづくりが急務となっています。

イ 保健・健康づくり

糖尿病や悪性新生物などの生活習慣病が健康課題となっています。こうした病気は、発症し、進行するまでに、個人の生活習慣が深く関わるものです。

また、健康に影響を及ぼすストレスを感じている人の割合は、国や県と比較して高い状況にあります。

当町では、健康寿命の延伸と早世の減少を目指し、妊娠期から高齢期までの各ラ

イフステージの課題に対応した「からだ」や「こころ」の健康づくり事業を推進しています。

今後も、定期的な特定健診やがん検診等の受診のほか、食生活や運動といった生活習慣の改善など、町民一人ひとりが自らの健康に関する意識を高め、子どもから大人まで、みんなで健康づくりに取り組める環境づくりを進める必要があります。

2 その対策

(1) 児童の保健及び福祉

子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ、病後児保育等、多様なニーズに応じたサービスの充実を図ります。

また、子育て中の親子が気軽に集まり、交流をしながら、共に子育てをする喜びを感じられることができるように子育て支援拠点の充実を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減、子ども医療費の助成等を継続して実施します。

(2) 高齢者の保健及び福祉

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、必要な生活支援サービスの提供に努めるとともに、できるだけ要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業を継続して実施します。

また、地域全体で見守り、支える体制の充実を図るとともに、高齢者の見守り体制について、ICTやIoTといった新しい技術の導入について検討します。

(3) その他の保健及び福祉

ア 障がい者福祉

一人ひとりのニーズに対応したサービスが受けられるよう、障がいのある方やその家族からの相談に迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

また、障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流促進を図るとともに、自立した生活を支援する施設として、地域活動支援センターの機能の充実と強化を進めます。

イ 保健・健康づくり

町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立できるよう、関係機関と連携しながら、町民の主体的な健康づくりを支援するとともに、取り組みやすい環境の充実を図ります。

また、生活習慣病の発症と重症化を予防し、いつまでも健やかで、質の高い生活を実現するため、特定健診やがん検診、保健指導、健康教育、健康相談、予防接種などの充実を図ります。

目標取組	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
第1号被保険者要介護認定率	19.28% (県平均18.53%)	県平均以下
障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業の開催数	0回	年1回
特定健診受診率	38.0%	60%

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢 者等の保健及び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費助成事業 【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、高校生までの入院・通院医療費を助成します。 【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。	町	
		三戸っ子はぐくみ応援金支給事業 【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、1歳から5歳までの子育て世帯に応援金を支給します。 【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。	町	
		学び応援！入学祝い金支給事業 【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、小学校、中学校、高校入学時に祝い金を支給します。 【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。	町	
		学び応援！習い事応援事業費補助金 【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、小・中学生の習い事費用を補助します。 【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。	町	

	<p>学び応援！高校生修学支援金</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、町外の高校に通学している生徒の通学費を支援します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
	<p>学び応援！小・中学校修学旅行費補助金</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、小・中学校の修学旅行費を補助します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
	<p>教育・保育施設副食費支給事業</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、私立保育園、認定こども園を利用する3～5歳児の副食費を支給します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
	<p>子どもインフルエンザ予防接種事業</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
高齢者・障害者福祉	<p>高齢者等定期予防接種事業</p> <p>【事業内容】 高齢者等の生活支援のため、高齢者</p>	町	

	<p>のインフルエンザ等予防接種費用を助成します。</p> <p>【必要性】 インフルエンザ等予防接種の接種率向上によるまん延防止を図る必要があります。</p> <p>【事業効果】 高齢者等の重症化リスクが低減され、保健衛生の向上が図られます。</p>		
	<p>みまもり配食サービス事業</p> <p>【事業内容】 高齢者等の生活支援のため、食事の調理が困難な高齢者等に食事を提供します。</p> <p>【必要性】 食事の調理が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高齢者等の在宅生活の継続が図られます。また、高齢者等の安否を確認することができます。</p>	町	
	<p>外出支援サービス事業</p> <p>【事業内容】 介護保険制度の対象とならない高齢者等の生活支援のため、高齢者等の居宅からサービス事業所、医療機関までの移動を支援します。</p> <p>【必要性】 公共交通機関の利用が困難な高齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 公共交通機関の利用が困難な高齢者等の利便性が向上し、在宅生活の継続が図られます。</p>	町	
	<p>除雪支援サービス事業</p> <p>【事業内容】 高齢者等の生活支援のため、高齢者等世帯の玄関から公道までの除雪を支援します。</p> <p>【必要性】 高齢者等が冬期間も円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高齢者等の身体的・精神的な負担が軽減され、在宅生活の継続が図られます。</p>	町	

	<p>緊急通報装置管理事業</p> <p>【事業内容】 地域における高齢者等の支援機能の充実のため、高齢者等に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>【必要性】 急病や災害等における緊急時の対応を強化する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することでき、高齢者等の在宅生活の継続が図られます。</p>	町	
--	---	---	--

第8 医療の確保

1 現況と問題点

当町の医療施設は、令和7年4月1日現在、三戸中央病院のほか、個人診療所が1施設、歯科医院が3施設あり、三戸中央病院を地域の中核病院として医療サービスを提供しています。

三戸中央病院では、内科を中心とした外来及び入院診療のほか、24時間体制での救急患者の受入れや、近隣介護施設での訪問診療など、地域に密着した病院運営を行っていますが、医療需要の変化や、医師等の医療従事者の不足、社会保障費の増大により、さまざまな問題を抱えています。

地域の人口減少や高齢化の進行、社会に影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響により医療需要が変化しつつあり、当該変化に対応した医療提供体制の構築が必要となっています。

高齢化の進行に伴い、慢性的な疾患や複数の疾患を抱える患者が増加し、より幅広い疾患の初期診断ができる体制の構築が必要となっているほか、診療や入院生活での介助を行うための人員の確保が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に伴い常時の感染対策が必要となり、医療従事者の業務負担が増加しています。

適切な医療の提供のためには、人員の確保並びに病院設備及び医療機器の更新が必要となります。

全国的な医師、看護師等の地域偏在に加え、人口減少による絶対数の不足もあり、採用が難しくなっています。また、病院設備及び医療機器の経年劣化により、更新が必要となっていますが、財源が限られることから、計画的に進めていく必要があります。

国では、社会構造の変化や社会保障費の増大から、公立病院に対し、病院機能の分化、病床の削減、医療・介護・福祉・行政の連携強化を求めています。地域医療を維持していくため、今後の病院運営にあたっては、近隣の医療機関、介護、福祉、行政との連携を強化しつつ、健全な経営のもと、適切な病院機能を維持していく必要があります。

2 その対策

医療需要の変化に対応した医療提供体制の構築については、患者動向を踏まえ、必要となる病床数や病棟機能、診療科を検討し、必要に応じ、病床数の削減や診療機能の変更を行います。

人員の確保については、医師、看護師、その他医療技術職員の適正数確保に努めます。医師については、現在派遣を受けている青森県や弘前大学医学部附属病院などに対し、派遣の継続・強化を要請するほか、一般募集や必要に応じて人材紹介会社の活用を検討します。看護師や医療従事者については、一般募集を行うとともに、奨学金の貸与制度を維持し、これらに関係する大学や養成施設に周知します。また、必要に応じ、人材紹介会社や派遣会社の活用を検討します。

病院設備や医療機器については、予防保全型の維持管理を行うとともに、財源を見ながら計画的に更新を図ります。

機能分化、連携強化については、地域医療構想調整会議や地域ケア会議等を通じ、連携を強化します。特に田子診療所とは定期的な連携会議を開催するほか、医師の応援態勢の維持を図ります。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
医師充足率	140.4%	現状維持

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設 病院	医療機器等整備事業	町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 医療系施設

将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用します。施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

施設の定期点検および日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため様々な規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案して、中長期の施設の保全を計画していきます。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

当町の学校教育施設は、令和7年4月現在で小学校2校、中学校1校、学級数26、児童・生徒数452人となっています。児童・生徒数は年々減少しており、令和4年に杉沢小中学校が閉校となり、令和6年度から三戸小学校においても1学年1クラス編成となる等、少子化の影響が顕著に現れています。

当町では、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少や「中1ギャップ」と呼ばれる教育の諸課題に対応するため、平成21年度に小中一貫教育をスタートさせました。

それまで増加傾向にあった不登校者数は減少に転じましたが、生活習慣の乱れや家庭環境に起因すると思われる不登校者は依然として散見されており、近年は全国的な傾向と同様、再び増加傾向にあることから、更なる対策が求められています。

学力については、標準学力検査では概ね全国平均を上回っていますが、一部教科で全国平均を下回る学年がみられます。単に知識の量や技能の習得だけでなく、それを「活用」して課題を解決することが求められる「新しい学力観」に基づく、「確かな学力」の育成と、主体的に学ぶ意欲を向上させていくことが今後の課題となります。

また、障がいの有無にかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズが年々高まっており、生徒一人ひとりに寄り添った特別支援教育を実施していくための体制整備が必要となっています。

県立三戸高等学校の存続については、「三戸高等学校魅力化推進事業」の実施や生徒の全国募集等の事業により一定の生徒数を確保しているものの、今後の少子化、県の高校再編に対する対応のほか、各種事業の拡大・継続実施のための協力体制並びに人材の確保が課題となっています。

(2) 社会教育

当町の社会教育施設は、中央公民館、ジョイワーク、図書館、アップルドーム等があり、文化活動団体やサークル等の活動の拠点、各種講座において、広く町民に利用されていますが、老朽化が進んでいるため、改修を行う必要があります。こうした施設は、生きがいと潤いのある安定した生活を送るために必要不可欠であることから、施設の整備と並行して、社会教育団体等の活動の支援を行う必要があります。

また、日常生活の中におけるスポーツ活動は、町民が心身ともに健康で心豊かな生活を送るため重要な役割を担っていることから、すべての世代の町民が日ごろから、体力や年齢、興味・目的に応じ、生涯にわたりスポーツを身近に親しむことができる機会の提供が求められています。

町民の生涯にわたるウェルビーイングを目指し、人と人のつながりを大切にしながら、充実した生活を送ることができる、住みよい地域社会をつくるため、時代に即した、一人ひとりの個性豊かな生涯学習と社会参加を実現する社会教育の機会の提供が求められています。

2 その対策

(1) 学校教育

児童生徒の発達段階と学習の連続性を重視した小中一貫教育を推進し、児童生徒の

望ましい人格形成と学力の定着・向上に努めるとともに、教育支援の充実や小中一貫教育チューターの配置など、さまざまな障がいや特性のある児童生徒にも対応した教育を推進するための体制整備に努めます。

また、児童生徒が安全で快適な環境の中で効率的な教育活動ができるよう、特別教室への冷房の設置並びに老朽化した教育施設設備の改修や更新を進めるほか、教職員の働き方改革の環境整備並びに情報化の進展に対応したICT機器の整備や拡充を図ります。

県立三戸高等学校の存続については、現在取り組んでいる「三戸高等学校魅力化推進事業」の継続した実施により、更なる学校の魅力化の向上を図るとともに、生徒・保護者に対する各種支援事業や生徒の全国募集など、充実した支援事業に取り組んでいきます。魅力化コーディネーターや全国募集の生徒の下宿先等を担う人材確保と協力体制の構築のための事業についても、実施を図っていきます。

小学校・中学校・高等学校の連携を促進することにより12年間を見通した連続性と発展性のある学習指導や生活指導に取り組み、将来を担う人材の育成に努めます。

(2) 社会教育

社会教育については、生涯にわたる学習意欲に応えるため、生涯学習の拠点となる社会教育施設の活用促進を図り、老朽化した施設の改修や更新に努めます。

町民一人ひとりの生きがいとなる主体的な学習活動を推進するとともに、学習の成果を地域で生かすことができるよう、社会参加活動の支援や社会教育団体等が行う活動の支援並びに担い手となる人材の育成・確保に努めます。

また、幅広い層の町民が、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進を図るとともに、スポーツに取り組む親しむことができる環境の整備に努めます。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
中学校校内の特別教室への冷房設備の設置率	39%	50%
三戸オープンキャンパス（旧公民館講座）受講者数	135人	150人

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 給食施設 その他	給食センター設備更新事業 部活動バス購入事業	町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	サンスポーツランド野球場改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小中一貫教育推進事業 【事業内容】 教育支援の充実を図るため、特別支援講師、チューターを設置します。	町	

		<p>【必要性】 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、さまざまな障がいや特性のある児童生徒に対する教育支援を充実する必要があります。</p> <p>【事業効果】 きめ細やかな教育により、児童生徒の個性に応じた人材育成が図られます。</p>		
	高等学校	<p>三戸高等学校魅力化推進事業</p> <p>【事業内容】 魅力ある学校づくりのため、生徒の資格取得費、通学費等を支援します。</p> <p>【必要性】 三戸高等学校への入学者を広く確保するため、魅力ある学校づくりを支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 資格取得費、通学費等の支援により、入学者の増加が期待されます。</p>	団体等	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 学校教育系施設

児童生徒数の減少が見込まれることから、将来の児童生徒数や学級数等を考慮し、統廃合等を含めた施設の方向性を検討していきます。

施設に余裕スペースが生じることを想定し、改修や改築にあたっては、施設の一部を地域コミュニティや他の公共施設と複合化できるように、転用可能なエリア分けや動線等、児童生徒の安全性を考慮した配置・平面計画の検討を行い、地域の実情に応じた公共施設と複合化を検討していきます。

また、学校給食共同調理場については、現状の給食体制を維持しつつ、小中学校の再編方針や児童生徒数の減少に応じて、他の施設との共用化や広域化等、給食体制の方向性について検討を行います。

◆ 社会教育系施設

将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。施設活用度の高い社会教育系施設は、維持保全しながら継続使用し、本町の芸術・文化活動拠点としての施設の在り方や必要な機能等を検討し、計画的な整備を推進していきます。

施設の定期点検および日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため様々な規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案して、中長期の施設の保全を計画していきます。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

当町の集落は、旧1町3村を基礎とする24地区で構成され、地理的に分散しています。国道4号及び104号を幹線とする道路網が町内を貫いていますが、公共交通の利用者は年々減少しており、高齢者を中心とした移動手段の確保が課題となっています。

市街地では若年層の流出により地域コミュニティ活動の停滞が見られ、農村部では担い手不足、離農の進行により、農業生産力及び地域活力の低下が進んでいます。

また、空き家や耕作放棄地の増加に伴い、地域景観や防災上の懸念が生じています。

一方、三戸町総合振興計画においては、「安全で快適な生活基盤を備えたまち」を目標として、道路・橋梁の長寿命化修繕、地域公共交通の維持・再編、土地利用の適正化、景観形成の推進などが掲げられており、これらの取組は集落の再生と持続的発展に密接に関係しています。

今後は、これらの施策を一体的に進め、交通・生活基盤・地域自治・農業の各分野が相互に支え合う仕組みを確立することが求められています。

2 その対策

ア 交通・生活基盤の整備

町民が安全かつ快適に生活できるよう、道路及び橋梁等の社会資本を計画的に維持管理し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化施設の適正な更新を図ります。

また、地域公共交通の維持及び再編を進め、コミュニティバスの運行ルートやダイヤの見直しを行い、利用実態に応じた利便性向上を図ります。これにより、地域交通ネットワークの確保と住民生活の利便性向上を推進します。

イ 地域自治と共助の推進

地域住民が主体となったまちづくりを進めるため、地域担当職員制度を通じて行政と地域の連携を強化し、地域自治組織の活動を支援します。

また、世代交代に対応した地域リーダーの育成を図り、住民が協力し合う共助体制を確立します。これらの施策を通じて、持続可能な地域運営を推進します。

ウ 農村の再生と環境保全

農業の持続的な発展と農村環境の保全を目的に、地域営農組織の育成及び新規就農者支援を進めます。

また、遊休農地や空き家の有効活用を図り、地域資源として再生を促進します。これらの施策を通じ、生活基盤と自然環境が調和した集落環境の維持を図ります。

第11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

(1) 文化・芸術活動の支援

当町には、豊かな自然環境のもと、長い歴史の中で築き上げられた数多くの文化が存在しています。文化は、日々の生活の中で心の豊かさや潤いを与え、人々の交流を盛んにし、地域社会に賑わいや活力をもたらすものです。このため、町民が文化や芸術に触れる機会の拡充や地域の特色を生かした文化・芸術活動への支援、文化財の保護・活用等について、より一層の充実が必要です。

これまで多くの文化・芸術団体が行ってきた活動は、今日の当町における文化の発展に寄与してきました。しかし、近年、インターネットの発達による情報の容易な獲得と個人的興味、関心の充足化が急激に進展する等、社会的価値観の変化から、文化・芸術に親しむ機会が減り、若年層の減少や指導者の高齢化など、文化活動を取り巻く環境は決して恵まれているとはいえません。

文化・芸術の源泉は町民自身の自立した活動にあることから、自主運営ができるよう取り組んでいく体制づくりを図るとともに、今後一層、人材を含めた総合的な文化行政を展開し、町の文化力の継続と向上を図っていく必要があります。

(2) 文化財の保存・整備・活用

当町は、縄文時代早期から始まる長い歴史があり、中世における北奥羽支配の中心地であったこと、令和4年に国史跡の指定を受けた三戸城跡などの歴史的文化遺産が多く、歴史編さんの重役を担っていることから、これを後世に守り伝えていく義務があります。このため、歴史の調査研究を推進するとともに、文化財に身近に触れてもらい、町民一人ひとりの心のよりどころとなるよう、積極的な公開などの機会を通じて、町民の郷土愛及び郷土の誇りを育む必要があります。

2 その対策

(1) 文化・芸術活動の支援

町民の文化・芸術の振興発展を図るため、文化・芸術活動に対する意識の高揚とそれを支える指導者や後継者等の人材の確保・育成に努め、団体が自主運営できるよう支援を充実するとともに、文化・芸術に触れるための機会づくりを促進します。

また、町民の文化・芸術活動を推進するため、各団体による公演会や展示会等、発表の場の効率的な運営や支援に努めます。

(2) 文化財の保存・整備・活用

三戸城跡は、これまで城山公園として整備され、桜を中心とした自然公園として、町民はもとより、広く県内外の利用者に親しまれてきました。令和4年に国史跡の指定を受けたことから、これまでの自然公園としての魅力に加え、三戸城跡の歴史究明や保存整備はもちろんのこと、観光客受入体制の整備を行い、歴史公園としての魅力を更に発信していきます。

また、町内に所在する文化財や歴史的文化遺産を次代に伝えるため、調査や記録作成を行い、適切な管理のもと、保護・保全に努めます。さらに、町有・私有を問わず、文化財を守り伝えようとする意識の啓発を進めるとともに、郷土の誇りある文化とし

て発信できるよう効果的な活用に努めます。

目標取組	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
三戸城や三戸南部氏をはじめとした郷土に関する歴史講演会の開催	年1回	年1回

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財等解説板設置事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	町歩きガイド設置事業 【事業内容】 当町の歴史や文化への理解を深めてもらうため、児童生徒や観光客を対象とした町歩きガイドを設置します。 【必要性】 「三戸城跡」や「佐瀧本店」など、町内に多数存在する歴史的文化遺産への理解を深め、町民の郷土愛を醸成するとともに、ガイドや町民との交流を通じて関係人口の増加につなげる必要があります。 【事業効果】 ガイドによって町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成に繋がるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりへの興味・関心も向上し、地域活性化が期待されます。また、観光客については、ガイドや町民との交流を通じてリピーターとなり、ひいては関係人口が増加することも期待できます。	町	
	三戸町文化財調査・編さん事業 【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の未調査・未整理の文化財を調査し、資料集の冊子を刊行します。 【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。 【事業効果】 町内文化財の保存、継承が図られるとともに、歴史文化を生かした魅力	町		

		あるまちづくりの形成が図られます。	
		文化財教育普及用物品整備事業 【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の文化・歴史的資料をふまえた教材を制作します。 【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習サポート事業における教材を制作する必要があります。 【事業効果】 小中学生の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。	町
		三戸町の歴史刊行事業 【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町の歴史を分かりやすく紹介する冊子を刊行します。 【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習における教材を制作する必要があります。 【事業効果】 町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。	町

4 公共施設等総合管理計画等との整合

三戸町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの方針について、以下のように定めています。

◆ 社会教育系施設

将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。施設活用度の高い社会教育系施設は、維持保全しながら継続使用し、本町の芸術・文化活動拠点としての施設の在り方や必要な機能等を検討し、計画的な整備を推進していきます。

施設の定期点検および日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため様々な規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案して、中長期の施設の保全を計画していきます。

本計画においても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うこととしており、三戸町公共施設等総合管理計画と整合しています。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

国が2050年までに「脱炭素社会（カーボンニュートラル）」の実現を目指していることを踏まえ、当町としても令和6年3月に策定した三戸町地球温暖化対策実行計画を基に、地域資源を利用した再生可能エネルギーを活用し、脱炭素社会の実現に向けた取組を実施しています。

2 その対策

広報・啓発活動等を通じて、町民や事業所等の省エネルギー意識の醸成や省エネルギーにつながる対策、行動等の周知を図るとともに、庁舎をはじめとする公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入を計画的に推進します。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

当町では、学校等の公共施設の統廃合を進めてきましたが、廃止後の多くの施設は、財政的理由により解体されないまま放置されています。放置された施設は老朽化により倒壊等の危険があるため、利活用できない施設は計画的に解体等を行う必要があります。

また、公共施設の老朽化による施設の維持管理経費の増加や利用率の低い施設の維持が問題となっています。

既存の公共施設等の利活用を推進していく上で、町民の安全安心な施設利用のため、施設の老朽化や地域ニーズの変化に対する適切な対応が必要となっています。

2 その対策

人口減少により公共施設の利用需要が低下する中で、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するため、施設の集約化、長寿命化等を計画的に進めていきます。

また、町民の安心安全な生活を守り、景観の保全を図るため、廃止後の老朽化した公共施設の解体撤去を進めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
		公共施設総合管理事業 【事業内容】 老朽化した廃止後の公共施設の解体 撤去等を行います。 【必要性】 施設の統廃合により老朽化した廃止 後の施設が増加したため、解体等 を行う必要があります。 【事業効果】 老朽化した施設を解体することで、 倒壊等を防ぎ、施設周辺の安全性の 確保、景観の保全が図られます。	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	地域間交流	<p>外国語指導助手配置事業</p> <p>【事業内容】 小中学校での英語指導を強化するため、外国語指導助手を配置します。</p> <p>【必要性】 児童生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。</p> <p>【事業効果】 外国語指導助手の配置により、児童生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。</p>	町	国際意識の醸成や国際交流の推進が図られることにより、将来の地域の発展に広い視野をもって貢献できる人材の育成や郷土愛の醸成、定住意欲の向上につながることから、当町の持続的発展に資するものです。
		<p>中学生海外研修派遣事業</p> <p>【事業内容】 姉妹都市との教育交流のため、オーストラリアタムワース市へ生徒を派遣します。</p> <p>【必要性】 生徒の国際理解を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。</p> <p>【事業効果】 姉妹都市との交流を通じ、生徒の英語に対する興味や関心、意欲の向上が図られるとともに、国際意識の醸成、国際交流の推進が図られます。</p>	町	
2 産業の 振興	商工業・6 次産業化	<p>商店街にぎわいづくり事業</p> <p>【事業内容】 商店街振興のため、100円商店街、達人工房等の事業を支援します。</p> <p>【必要性】 商店街への誘客を促進し、商店街を中心とした地域経済を活性化する必要があります。</p> <p>【事業効果】 町内事業所の所得の向上が図られるとともに、商店街の活性化、賑わいづくりが図られます。</p>	団体等	商工振興事業により、雇用の創出、町内事業所への誘客の促進による商工業の振興が図られるため、当町の持続的発展に資するものです。
4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	公共交通	<p>コミュニティバス運行事業</p> <p>【事業内容】 交通不便地域、交通空白地帯の解消を図るため、コミュニティバスを運行します。</p>	町	安定した公共交通の提供により、集落の維持、日常生活の維持が可

		<p>【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>		能となり、地域の活性化につながるため、当町の持続的発展に資するものです。
		<p>デマンドタクシー運行事業</p> <p>【事業内容】 公共交通を利用しづらい地域において、バスに代わる交通手段として乗合タクシーを運行します。</p> <p>【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>	町	
		<p>路線バス維持費補助金</p> <p>【事業内容】 赤字路線を維持するため、バス事業者へ補助金を交付します。</p> <p>【必要性】 町民の通院、通学等の日常生活における移動手段を確保する必要があります。</p> <p>【事業効果】 安定した公共交通により、日常生活における利便性の向上が図られます。</p>	団体等	
	交通施設維持	<p>道路施設定期点検・計画修正事業</p> <p>【事業内容】 道路等損傷状況を把握するため、道路管理施設(舗装・橋梁・附属物等)を点検します。</p> <p>【必要性】 道路利用者の安全を確保するため、計画的に道路等の維持管理をする必要があります。</p> <p>【事業効果】 道路利用者の安全を確保するとともに、道路等の長寿命化と修繕に要する経費の縮減が図られます。</p>	町	町道の適切な維持管理により道路利用者の安全を確保するとともに、中長期的な維持管理経費の縮減を図ることから、当町の健全な財政運営につながるため、当町の持続的発展に資するものです。
6 子育て環境の確	児童福祉	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>【事業内容】</p>	町	子育て世帯の経済的負担を

保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てしやすい環境を整備するため、高校生までの入院・通院医療費を助成します。

【必要性】

子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。

【事業効果】

子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。

軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、子育て世帯が増加し、移住定住につながるため、当町の持続的発展に資するものです。

三戸っ子はぐくみ応援金支給事業

町

【事業内容】

子育てしやすい環境を整備するため、1歳から5歳までの子育て世帯に応援金を支給します。

【必要性】

子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。

【事業効果】

子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。

学び応援！入学祝い金支給事業

町

【事業内容】

子育てしやすい環境を整備するため、小学校、中学校、高校入学時に祝い金を支給します。

【必要性】

子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。

【事業効果】

子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。

学び応援！習い事応援事業費補助金

町

【事業内容】

子育てしやすい環境を整備するため、小・中学生の習い事費用を補助します。

【必要性】

子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。

【事業効果】

子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。

学び応援！高校生修学支援金

町

【事業内容】

子育てしやすい環境を整備するため、町外の高校に通学している生徒の通学費を支援します。

【必要性】

子育て世帯の経済的負担を軽減する

	<p>必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>		
	<p>学び応援！小・中学校修学旅行費補助金</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、小・中学校の修学旅行費を補助します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
	<p>教育・保育施設副食費支給事業</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、私立保育園、認定こども園を利用する3～5歳児の副食費を支給します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
	<p>子どもインフルエンザ予防接種事業</p> <p>【事業内容】 子育てしやすい環境を整備するため、子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。</p> <p>【必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育てしやすい環境が整備され、子育て世帯の増加が図られます。</p>	町	
高齢者・障害者福祉	<p>高齢者等定期予防接種事業</p> <p>【事業内容】 高齢者等の生活支援のため、高齢者のインフルエンザ等予防接種費用を助成します。</p> <p>【必要性】 インフルエンザ等予防接種の接種率向上によるまん延防止を図る必要があります。</p> <p>【事業効果】 高齢者等の重症化リスクが低減さ</p>	町	<p>高齢者の在宅生活を支援し、地域活動参加の促進、保健衛生の向上を図ることで、住み慣れた地域で生き生きと生活することが可能となるため、当町</p>

	<p>れ、保健衛生の向上が図られます。</p> <p>みまもり配食サービス事業</p> <p>【事業内容】 高年齢者等の生活支援のため、食事の調理が困難な高年齢者等に食事を提供します。</p> <p>【必要性】 食事の調理が困難な高年齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高年齢者等の在宅生活の継続が図られます。また、高年齢者等の安否を確認することができます。</p>	町	<p>の持続的発展に資するものです。</p>
	<p>外出支援サービス事業</p> <p>【事業内容】 介護保険制度の対象とならない高年齢者等の生活支援のため、高年齢者等の居宅からサービス事業所、医療機関までの移動を支援します。</p> <p>【必要性】 公共交通機関の利用が困難な高年齢者等が円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 公共交通機関の利用が困難な高年齢者等の利便性が向上し、在宅生活の継続が図られます。</p>	団体等	
	<p>除雪支援サービス事業</p> <p>【事業内容】 高年齢者等の生活支援のため、高年齢者等世帯の玄関から公道までの除雪を支援します。</p> <p>【必要性】 高年齢者等が冬期間も円滑に在宅生活を送ることができるよう支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高年齢者等の身体的・精神的な負担が軽減され、在宅生活の継続が図られます。</p>	町	
	<p>緊急通報装置管理事業</p> <p>【事業内容】 地域における高年齢者等の支援機能の充実のため、高年齢者等に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>【必要性】 急病や災害等における緊急時の対応を強化する必要があります。</p>	町	

		<p>【事業効果】 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することでき、高齢者等の在宅生活の継続が図られます。</p>		
8 教育の振興	義務教育	<p>小中一貫教育推進事業</p> <p>【事業内容】 教育支援の充実を図るため、特別支援講師、チューターを設置します。</p> <p>【必要性】 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、さまざまな障がいや特性のある児童生徒に対する教育支援を充実する必要があります。</p> <p>【事業効果】 きめ細やかな教育により、児童生徒の個性に応じた人材育成が図られます。</p>	町	<p>児童生徒一人ひとりに応じた学習支援により、きめ細やかな教育活動が可能となり、個性に応じた人材育成を図ることで、将来地域で自立した生活を送ることができるようになるため、当町の持続的発展に資するものです。</p>
	高等学校	<p>三戸高等学校魅力化推進事業</p> <p>【事業内容】 魅力ある学校づくりのため、生徒の資格取得費、通学費等を支援します。</p> <p>【必要性】 三戸高等学校への入学者を広く確保するため、魅力ある学校づくりを支援する必要があります。</p> <p>【事業効果】 資格取得費、通学費等の支援により、入学者の増加が期待されます。</p>	団体等	<p>入学者の増加が図られることにより、地域に愛着を持った若者が増加し、将来地域に貢献することで地域の活性化につながることから、当町の持続的発展に資するものです。</p>
10 地域文化の振興等	地域文化振興	<p>町歩きガイド設置事業</p> <p>【事業内容】 当町の歴史や文化への理解を深めてもらうため、児童生徒や観光客を対象とした町歩きガイドを設置します。</p> <p>【必要性】 「三戸城跡」や「佐瀧本店」など、町内に多数存在する歴史的文化遺産への理解を深め、町民の郷土愛を醸成するとともに、ガイドや町民との交流を通じて関係人口の増加につなげる必要があります。</p> <p>【事業効果】 ガイドによって町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成に繋が</p>	町	<p>観光・地域文化の振興、郷土愛の醸成が図られることで、定住意欲の向上、地域・世代間交流につながり、地域の活性化につながることから、当町の持続的発展に資するものです。</p>

		るとともに、歴史文化を生かしたまちづくりへの興味・関心も向上し、地域活性化が期待されます。また、観光客については、ガイドや町民との交流を通じてリピーターとなり、ひいては関係人口が増加することも期待できます。		
		<p>三戸町文化財調査・編さん事業</p> <p>【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の未調査・未整理の文化財を調査し、資料集の冊子を刊行します。</p> <p>【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。</p> <p>【事業効果】 町内文化財の保存、継承が図られるとともに、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりの形成が図られます。</p>	町	
		<p>文化財教育普及用物品整備事業</p> <p>【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町所在の文化・歴史的資料をふまえた教材を制作します。</p> <p>【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習サポート事業における教材を制作する必要があります。</p> <p>【事業効果】 小中学生の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p>	町	
		<p>三戸町の歴史刊行事業</p> <p>【事業内容】 文化財等の保存、継承、活用のため、町の歴史を分かりやすく紹介する冊子を刊行します。</p> <p>【必要性】 歴史的文化遺産に対する興味や関心を涵養し、地域学習における教材を制作する必要があります。</p> <p>【事業効果】 町民の歴史文化への理解が深まり、郷土愛の醸成が図られます。</p>	町	
12 その他地域の持続的発展		<p>公共施設総合管理事業</p> <p>【事業内容】 老朽化した廃止後の公共施設の解体</p>	町	老朽化した施設を解体撤去することで、

<p>に関し必要な事項</p>	<p>撤去等を行います。</p> <p>【必要性】 施設の統廃合により老朽化した廃止後の施設が増加したため、解体等を行う必要があります。</p> <p>【事業効果】 老朽化した施設を解体することで、倒壊等を防ぎ、施設周辺の安全性の確保、景観の保全が図られます。</p>	<p>安全性の確保、景観の保全を図るとともに、公共施設の適正配置も図られることから、当町の持続的発展に資するものです。</p>
-----------------	--	---